

令和 7 年 第 5 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 5 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第5回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年5月20日(火) 午後3時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 藤村 正彦
2番 晴山 英俊
3番 山崎 忍
6番 坂下 千枝子
7番 前 茂見
8番 川口 英敏
10番 松本 光正

農地利用最適化推進委員

雫石 階 保
雫石 木村 正美
御所 吉田 光彦
御所 米澤 晃
御所 新田 善男
西山 柿木 一明
西山 荒塚 秀則
西山 山本 長栄
西山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織

4 欠席した委員

農業委員 4番 高橋 浩之 5番 砂壁 純也 9番 八丁野 よし子 11番 黒沢 菜穂子

推進委員 雫石 横手 克文 雫石 小谷地 昇 御所 高橋 大和 西山 滝澤 美紗子
御明神 松ノ木 奈々子 御明神 下川原 幸宏

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地の現状変更に関する届出について

報告第3号 農地の現状変更完了に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後3時00分

議長 ただいまから、令和7年第5回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員7名、推進委員12名、計19名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には10番、松本光正委員、2番、晴山英俊委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 それでは、報告第1号～第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

3ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり7件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

4ページをご覧願います。

報告第2号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田3筆、面積計4,774㎡。変更の目的及び理由は、排水不良のため明渠を整備するためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の3～4ページにありますように、〇〇から〇〇kmに位置する場所です。

現地を確認したところ、5～6ページにありますように、事前着工しておりました。すぐに届出人に確認したところ、手続きが必要であることを理解していなかったため事前着工をしてしまったとのことでした。5月9日(金)に始末書書面にて改めて経緯と謝罪の意を確認しております。

このことを踏まえ、現地確認6班と事務局で協議した結果、今月の報告案件としたものです。

工事完了後は借受人を探しながら、自己保全管理を行っていく意向であるため、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

5ページをご覧ください。

報告第3号「農地の現状変更に関する工事完了について」、表のとおり4件提出がありました。

番号1 届出人、〇〇。田2筆、面積計5,315㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっている北側の赤丸のところで、位置は参考資料の7～8ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

現地を確認したところ、9ページにありますように、畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、適切に水稻を作付けすることから問題ないものと思われま

す。次に番号2、3については一括して説明いたします。

番号2 届出人、〇〇。田6筆、面積計3,575㎡。

番号3 届出人、〇〇。田6筆、面積計4,018㎡。

変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっている南側の赤丸のところで、位置は参考資料の11～12ページにありますように、〇〇から〇〇kmに位置する場所です。

現地を確認したところ、13～14ページにありますように、畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、適切に水稻を作付けすることから問題ないものと思われま

す。番号4 届出人、〇〇。田1筆、面積4,641㎡のうち372.9㎡。変更の目的及び理由は、切土して現状の水田と高さを合わせることで作業効率を良くするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の15～16ページにありますように、〇〇から〇〇kmへ位置する場所です。

現地を確認したところ、17～18ページにありますように、切土が完了しております。今後、適切に水稻を作付けすることから問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長

事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

はい、木村推進委員。

木村推進委員

栗石地区の木村です。報告第2号についてお伺いします。番号1について事前に一度相談していると思うので、そのあたりのことを詳しく教えていただければと思

上和野主任

はい、お答えいたします。〇〇さんの農地、3枚ございまして5月の7日、8日

頃に、この3枚の農地に行く農道を利用する別の農家のかたから、何か工事やっていると事前情報がありまして、何か届出は来ているのかと言われたので、確認したところ、その時点では農業委員会には届出等がなく、そこで事務局で現地を確認しに行ったところ、届出なしで行っていたとわかったところでした。その後、工事業者のかたとお話しして、その流れで届出人、〇〇さんのほうにご連絡したところ、手続きが必要だったことを知らなかった、わからなかったというお話しがありましたので、始末書というかたちで時系列整理したものを提出していただいて、その旨、今回の総会に向けての現地確認班にも説明させていただいて現地を確認したという流れになっております。

太田局長

私のほうから補足説明いたします。

夕方近くに通報というようなかたちで連絡がありましたので翌朝に、私も現地のほうに、かけつけ確認したところでございます。そこで現地を確認しましたところ、確かに明渠を掘っている工事をしているところで工事業者のほうも作業進めているところで、すぐさま現場の作業員のかたのところへ私、駆けつけまして、工事は、その場でストップをさせ、現状変更の届出が出てないようだと言明をしまして現場を離れた後に工事業者の経営者、社長のかたが、農業委員会事務局のほうに来まして、その届出が必要などころと、いつそれで周知を図っているものかというところ、これは皆様に苦情対策のためにも事前に届出をお願いしているものかとお話をした次第でございます。農地の所有者のかた、工事の施行業者、それぞれ届出の存在というものを知らなかったというところで、結果的には苦情があがってきたと同じようなニュアンスですけれども、工事そのものが農地再生に取り組むために、やっているという点も汲まなければならないというところで今回の総会で追認というかたちではありますけれども届出のほうを出させまして今回、現地確認を行って今ご説明を申し上げたといった次第でございます。現地につきましては、もうすでに柳が生え始めていて、湿田で昨年度まで耕作していましたが、うまく作物が育たないというところで耕作を諦めたところで、所有者のかたも当面は自己保全というところに対応を考えているようではありますけれども、その明渠を掘って排水対策を整えた上で、新たな耕作者を探したいと意向がありましたので、事後の届出でありまして再生に取り組みたいという意思を尊重し、加味しなければならないと考えまして、現地確認の方々にも、その旨でご相談しまして今回の総会に報告をあげた次第でございます。

木村推進委員

はい、よろしいでしょうか。普通の業者であれば、いろんな法的な部分をクリアしているのかどうかという部分を全部事前にチェックして工事とか杭を打ったりとか、そういうのをやり始めるのですけれども、農業の場合は農業委員会を通じていろんな部分が動き出さないとやれないんだよ、という部分をもっと明確に強く話をしていく必要があるのかもしれないなと思います。特に農業の場合だと個人企業みたいな感じの人も結構多いので、どこもあるかもしれないですけども、やはりそういう人たちも含めて入り込んでいく必要があるんじゃないかなと思いますので、今後の取り組みもよろしくお話ししたいと思います。以上です。

議 長 はい、前茂見委員。

前 委員 はい、いいですか。ちなみに今の件についてですけれども、例えば2筆を1筆にするとか、落差があるから上の田んぼから下の田んぼに水がくると、そうすると牧草付けられないということで、自分でバックホーン持っているので明渠を掘るんですけれども、これどこまでやったら現状確認の変更を届出が必要なのか、例えばスコップひとつずつ掘って、明渠といっても届出が必要なのか、バックホーンでぱっぱとさらって、この写真のような工事でなくても、どこまでのところで現状変更が必要なのかお伺いしたいです。

太田局長 はい、お答えいたします。厳密に申し上げますと、よっぽど軽微なものでない限りは届出をしていただく必要があるかと思えます。軽微か軽微じゃないかというのは、やはり機械を使ってとなると軽微ではなくなるのかなと思えます。まず、現状変更の届出がなぜ、必要なのかといったところからご説明いたしますと、あくまでも届出でありますので、許可や認可というような強制力は伴わないものということで、現状変更の届出をなぜ求めているかということ、工事の作業によって周辺の隣接する農地の所有者から苦情があがらないために、あらかじめ農業委員会に届出をしていただいて委員さん、推進委員さんに現地を見てもらって大丈夫な工事だよという確認と隣接所有者からの同意書を得たうえで届出をすることによって周辺の農地とのトラブルを回避するという目的で始まった届出制度になります。周りに悪影響を与えるか与えないかということで届出が必要になります。細かい線引きは難しいところではありますけれども機械を使ってということになると届出をしていただきたいというところになるかと思えます。

前 委員 はい、わかりました。裏を返せば周りに迷惑をかけなければ、まずはいいであろうということですね。わかりました。

太田局長 そういうことです。予防として声掛けをしていただければと思います。

前 委員 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。はい、米澤推進委員。

米澤推進委員 関連の質問でございましてけれども、まずこの明渠を掘ったことが問題なのか、明渠を掘った結果、畦畔の位置がずれたから届出が必要なのかという部分がよくわからないですし、それから明渠を掘ってだめだということであれば、圃場の中に減反の畑にトラクターで明渠を掘るのですけれども、それも届出を出さないとだめなのかということと、畔塗りをしますよね。そうすると畔が厚くなって広がっていくんですよ。そうすると圃場の面積が減っていくんですよ。それも引っかかるのかというのが気になりました。

太田局長 お答えいたします。そういうところもありますので、落としどころとしては、やはり、周辺に悪影響を及ぼしそうなのかどうなのかというところになります。繰り返し申し上げますが許可のための申請ではありませんので法的、拘束力はございません。あくまでも、所有者の方々、耕作者の方々に迷惑をかけない工事なり作業とするために届出をしていただいて我々が、かかわっていくというもとの届出というところになりますので畔塗り程度のものであれば周辺の方々には迷惑、影響は与えないだろうという解釈でもって作業については届出しなくていいと捉えていただいて結構かと思えます。

議 長 よろしいでしょうか。

米澤推進委員 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、報告第1号～第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第1号について説明いたします。
総会資料の6ページをご覧ください。
番号1、〇〇、田7筆、面積計6,826㎡、3条賃貸借、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇。
申請事由は、貸付人の離農のためです。場所は参考資料の1ページにあります、『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇kmへ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の19～23ページをご覧ください。
番号2、〇〇、田22筆、面積計38,489㎡、
3条使用貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。
申請事由は、借受人による新規就農のためです。場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ、〇〇から〇〇kmへ向かった場所になります。
詳細な位置などは参考資料の25～53ページをご覧ください。
また、総会資料の9ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を3番山崎委員にお願いいたします。

3番山崎委員 3番山崎です。

5月14日、私、小谷地推進委員、山本推進委員、松ノ木推進委員の6班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料19～23ページのとおり状況であり、貸借後も水稲、花卉を作付ける予定であり、このとおり水張りも行っていましたので間違いはないのかなど確認してきたところでございます。

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料25～53ページと、すごく広いところを1時間半くらいかけながら歩いてきました。田打ちしているところもありました。貸借後も水稲、牧草を作付ける予定であることと、〇〇さんというかたが〇〇さんの妹さんの旦那さんだということで、そういう関係性もあり放棄地にはならないのではないかと感じながら現場を確認してきましたので問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

木村推進委員 はい、よろしいでしょうか。

議長 はい、木村推進委員。

木村推進委員 質問です。2番ですけれども、すごい面積の部分で借りるという感じになるのですけれども、トラクターから乾燥機まですべて持っているという記載の仕方なんですけれども、これは〇〇さんの機械をすべて譲り受けるという表現がいいのかよくわからないのですけれども、それを借りるという格好での機械があるよという感じなのでしょうか。今、持っているわけではないですよ。

松ノ木係長 はい、そうです。

木村推進委員 そのところ教えてください。

松ノ木係長 今の質問に対してお答えいたします。機械につきましては〇〇さんが持っているというようなかたちで記載をさせていただいておりますけれども、経緯としましては、先ほど山崎委員さんがお話ししたとおり、〇〇さんもお高齢でやれなくなったから妹の旦那さんにやっていただくという内容でございます。ですので、保有機械というのは、〇〇さんが元々、買って持っているものも〇〇さんが使ってこれからやっていくといった内容になっていきます。

木村推進委員 はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第2号について説明いたします。
総会資料の10ページをご覧ください。
番号1 〇〇、畑1筆、面積37㎡、所有者 〇〇。
非農地の事由は、隣接地〇〇にある居宅が建築された昭和55年から駐車場として使用していて当初は、砂利敷でありましたが平成11年頃にコンクリート舗装を敷き、現在に至ったためです。
場所は参考資料の1ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは55～57ページをご覧ください。
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料11ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいかしかたないと考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を山本推進委員にお願いいたします。

山本推進委員 西山地区の山本です。
番号1について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の57ページの写真のとおり駐車場となっております。
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会としま
す。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後3時45分

以上が令和7年5月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 5 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 10番

2番
